補助公共　道路メンテナンス事業（橋梁）
浜岩橋上部工製作架設工事
質問書

【入札参加資格申請に関して】

	質問	回答
1	施工計画（様式１２－１号）の提出に関し、「公告兼説明書のP.9の10（６）」及び、「様式第１２－１号の下段の（注）１」に、「施工計画記載項目ごとにＡ４用紙横書き１枚程度の補助説明資料の提出を認める」と記載されています。過去には、入札前のヒアリングの際に、補足資料（Ａ３版１枚まで）の当日配布が認められていましたが、本工事ではこれが無いものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	施工計画（様式１２－１号）の提出に関し、「公告兼説明書のP.9の10（６）」及び、「様式第１２－１号の下段の（注）１」に、「施工計画記載項目ごとにＡ４用紙横書き１枚程度の補助説明資料の提出を認める」と記載されていますが、１つの項目の内容が多い場合は、２枚に亘って記載してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
3	施工計画（様式１２－１号）の提出に関し、「公告兼説明書のP.9の10（６）」及び、「様式第１２－１号の下段の（注）１」に、「施工計画記載項目ごとにＡ４用紙横書き１枚程度の補助説明資料の提出を認める」と記載されていますが、項目の内容が少ない場合は、１枚に２つの項目を記載してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
4	「施工計画（様式１２－１号）の下段の（注）１」に、「補助説明資料は本様式を補完するものであるため、本様式に記載の無い事項を記載しないこと」と記載されていますが、補助説明資料には、本様式に記載された内容の詳細な説明を追加で記載してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
5	補助説明資料は、施工計画（専任配置を求める配置予定技術者）の評価の対象になりますでしょうか。もしくは、評価の対象ではなく、あくまで参考資料の扱いでしょうか。	評価の対象は様式１２－１号となり、補助説明資料は参考資料の扱いとなります。
6	入札公告P9　10（6）「施工計画記載項目ごとにA4用紙横書き1枚程度で補助説明資料の提出を認める（施工計画（様式１２－１号）注意書き参照）。」とありますが、これは ①A4用紙を縦向きに使用して横書きする ②A4用紙を横向きに使用して横書きする のどちらが正しいでしょうか。ご教示お願い致します。	A4用紙を横向きに使用して横書きとします。

【施工方法、積算方法等に関して】

	質問	回答
1	見積参考資料　頁番号23-2-3　ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄ切板（SS400)につきまして、　市中切板、ひも付規格切板のいずれで積算されていますでしょうか。	ひも付規格切板で積算しています。
2	見積参考資料　頁番号23-2-3　調整材　切板（SS400)につきまして、　異形切りｴｷｽﾄﾗを含むとありますが、物価本には当該ｴｷｽﾄﾗは見当たりません。計上されているｴｷｽﾄﾗの正式名称をご教示下さい。	切板（ひも付き）の単質別、形状別エキストラ単質1500kg超・異形切りまたは寸法切り以外を計上しています。
3	見積参考資料　頁番号50-1　高性能床版防水工につきまして、摘要欄には記載がございませんが、週休2日補正：1.01は考慮されていますでしょうか。	当初積算では、週休２日補正は考慮していません。
4	本工事は、建設機械及び仮設材等損料の豪雪地域補正は考慮していないと考えてよろしいでしょうか。	本工事は、建設機械損料単価の豪雪地域補正は考慮していません。
5	見積参考資料21-2-7、21-3-6、21-4-8、21-5-9に主桁・桁受【H形鋼】H-350×350×12×29と記載されておりますが図面94～97には主桁、桁受、H-350×350×12×19と記載があり相違しております。図面を正として考えてよろしいでしょうか。	図面を正としてください。
6	見積参考資料21-2-7、21-3-6、21-4-8、21-5-9においてH形鋼　350×350　SS400　損料(1年未満、6ヶ月未満、3ヶ月未満)の単価をご教示お願いいたします。	H形鋼　350×350　SS400　損料(1年未満、6ヶ月未満、3ヶ月未満)は物価本に記載されている単価に、積算基準及び標準歩掛（土木編）令和６年度に記載されている損料率を乗じて算出しています。そのため、公表できません。
7	見積参考資料23-1-6、23-2-3、23-3-3、23-4-3、23-5-3の軌条桁・軌条受桁　損料　H-300(1年未満、6ヶ月未満、3ヶ月未満)、軌条桁・軌条受桁　損料　H-150(6ヶ月未満、3ヶ月未満)、高さ調整架台(調整材　切板(SS400)異形切りｴｷｽﾄﾗ含)(6ヶ月未満、3ヶ月未満)、高さ調整架台(ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄ　切板(SS400))(6ヶ月未満、3ヶ月未満)の単価をご教示お願いいたします。	軌条桁・軌条受桁　損料　H-300(1年年満、6ヶ月未満、3ヶ月未満)軌条桁・軌条受桁損料　H-150(6ヶ月未満、3ヶ月未満)は、県単価表に記載されている単価に、積算基準及び標準歩掛（土木編）令和６年度に記載されている損料率を乗じて算出しています。そのため、公表できません。 高さ調整架台(調整材　切板(SS400)異形切りｴｷｽﾄﾗ含)(6ヶ月未満、3ヶ月未満)、高さ調整架台(ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄ　切板(SS400))(6ヶ月未満、3ヶ月未満)は物価本の単価に、積算基準及び標準歩掛（土木編）令和６年度に記載されている損料率を乗じて算出しています。そのため、公表できません。
8	見積参考資料21-1-2-1、21-1-3-1ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ杭打運転(陸上施工)の燃料は76Lと考えてよろしいでしょうか。	積算基準及び標準歩掛（土木編）令和６年度に記載のとおりです。
9	施工条件明示P3に乗車区間：地下鉄ﾒﾄﾛ九段下駅～JR長野原草津口とありますが大手町駅から東京駅までは、徒歩(乗車区間：地下鉄ﾒﾄﾛ九段下駅～大手町駅、JR東京駅～JR長野原草津口)で想定していると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

10	施工範囲にアスファルト舗装工がございますが、アスファルトを舗設・転圧するためには、A1橋台及びA2橋台の背面にアスファルトフィニッシャーやローラーの稼働スペースが必要になります。現況では橋台背面の盛土や踏掛版が未施工のため舗装施工の稼働スペースがない状態ですが、本工事の現場着手までに施工されているものと考えてよろしいでしょうか。	本工事の現場着手までに、別工事にて橋台背面の盛土を行う計画です。
11	施工範囲にアスファルト舗装工がございますが、アスファルトを舗設・転圧するためには、A1橋台及びA2橋台の背面にアスファルトフィニッシャーやローラーの稼働スペースが必要になります。現況では橋台背面の盛土や踏掛版が未施工のため舗装施工の稼働スペースがない状態ですが、本工事の完了後に橋台背面の盛土や踏掛版の施工を行う予定と考えてよろしいでしょうか。 この場合、橋台背面に舗装施工の稼働スペースを確保するため、仮に盛土するなどの対応が必要になりますが、仮盛土の設置・撤去に関して設計変更協議の対象になると考えてよろしいでしょうか。	本工事の現場着手までに、別工事にて橋台背面の盛土を行う計画です。
12	「群馬県低入札価格調査制度実施要領(建設工事)」の「別記 工事請負契約に係る低入札価格調査の調査基準価格及び失格基準価格」 において、調査基準価格の算出方法が記載されておりますが、「②共通仮設費」を「間接労務費」に、「③現場管理費」を「工場管理費」に読みかえるものと考えてよろしいでしょうか。	調査基準価格の算出における共通仮設費は、 工場製作中の間接労務費と架設中の共通仮設 費の和となります。 また、現場管理費は、工場管理費と現場管理 費の和となります。
13	「群馬県県土木整備部 積算基準及び標準歩掛（土木編） Ⅰ 令和6年度」（Ⅰ-1-⑤-3）の「（2）協会歩掛、単価の取扱い」に記載の「建設機械等損料表」の適用年度について、適用開始日に「群馬県積算基準及び標準歩掛の改定適用日とする。」とありますが、「建設機械等損料表」は令和6年度版及び令和7年度版のいずれを採用しているのでしょうか。ご教示願います。	施工条件明示に記載の通りです。
14	本工事における機械損料及び仮設材等の損料は、下記のいずれを適用しているか、ご教示願います。 ①建設機械及び仮設材等損料算定表 令和6年度 群馬県県土整備局 ②令和6年度版 建設機械等損料表 一般社団法人 日本建設機械施工協会 ③令和7年度版 建設機械等損料表 一般社団法人 日本建設機械施工協会	施工条件明示に記載の通りです。
15	施工パッケージ型積算の適用年度について、下記のいずれを適用しているかご教示願います。また、下記のいずれにも該当しない場合は、適用している資料名をご教示願います。 ①令和6年度 施工パッケージ型積算方式標準単価表 国土交通省 ②令和7年度 施工パッケージ型積算方式標準単価表 国土交通省	施工条件明示に記載の通りです。

16	見積参考資料にて計上されている各施工パッケージ型積算（コンクリート、養生（鋼橋床版）等）における、「積算基準地区単価（東京17区における基準年月の標準的な単価）」の採用年月をご教示願います。	2023年4月です。
17	本工事において想定されている、現場工事の開始時期をご教示願います。	指定はありません。
18	「令和6年度 建設機械及び仮設材等損料算定表 群馬県 群馬県県土整備部」において、本工事の施工場所である群馬県 長野原町は豪雪補正の対象地域と記載されている事から、本工事は建設機械及び仮設材等損料の豪雪地域補正を考慮しているのでしょうか。考慮されていない場合、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	本工事は、建設機械損料単価の豪雪地域補正は考慮していません。
19	見積参考資料（P21-1）－「C工法用架台」において、C工法用架台の杭に該当する施工費として、「バイブロハンマ施工によるH形鋼打込み」ならびに「バイブロハンマ施工によるH形鋼引抜き」が計上されておりますが、見積参考資料（P21-1-1）－「材料費（架台）」の杭以外のH形鋼の施工費の計上項目が不明です。杭以外のH形鋼の施工費が必要となる場合、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計変更協議の対象とします。
20	本工事で使用する150t吊クローラクレーンについて、架設工程上現場に拘束されることによるクレーンの待機費用が生じると思われますが、クレーンの供用日数が増えた場合、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	工程表に基づいて供用日数を算定しているため、変更対象外となります。ただし、条件変更等が生じた場合には監督員と協議のうえ対応を決定します。
21	本工事で使用する150t吊クローラクレーンについて、架設工程上現場に拘束されることによるクレーンの待機費用が生じると思われますが、クレーンの待機期間中に行う作業、工種をご教示願います。	添付している工程表より判断してください。
22	見積参考資料（P25）の「架設用機械設備及び工具」の「移動式クレーン運転費（賃料）」について、公表日数の49日に該当する工種は、ベント設備、地組、架設、支承、合成床版と考えてよろしいでしょうか。異なる場合、想定されている工種をご教示願います。	お見込みのとおりです。
23	見積参考資料（P29、29-1）の「ピンテール処理工」の条件欄に記載の適用図書は、「R6_橋梁架設工事の積算_P2-166」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	見積参考資料（P38-2）のコンクリート混和剤 膨張材について、「標準混和量：30kg/m3」とありますが、見積参考資料（P38）の「コンクリート混和剤」の摘要欄では20kg/m3を採用されております。数量の変更が生じる場合、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	協議により変更の妥当性が確認できる場合は、設計変更協議の対象とします。

25	見積参考資料（P38-5）の養生マット（材料費）について、償却率25%を考慮していると考えてよろしいでしょうか。	積算基準及び標準歩掛（土木編）令和６年度に記載のとおりです。
26	工事費内訳書（P010）に記載の検査路工について、検査路架設用の機械が「トラック[クレーン装置付]ベーストラック4t級」となっておりますが、道路幅員および施工フロー等の現地条件より、150t吊クローラクレーンによる架設が妥当であると判断した場合、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計変更協議の対象とします。
27	見積参考資料（P47-2-1）－「トラック運転」に記載の「トラック[クレーン装置付]ベーストラック4t級 吊能力2.9t」について、長期割引適用の有無をご教示願います。	トラック［クレーン装置付］ベーストラック４ｔ級吊能力２．９ｔ賃料について長期割引を適用しています。
28	図面番号「No.66/110枚中」－「橋面排水図」の防水層詳細の一般部ならびに歩道部境界部排水開口に記載の「中詰コンクリート」の費用について、見積参考資料での計上項目をご教示願います。未計上である場合は設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	当初計画においては見込んでいませんが、協議により必要性が確認できた場合は、設計変更協議の対象とします。
29	本工事に防護柵の設置は含まれておりませんが、防護柵用アンカーの施工が必要となった場合、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	防護柵設置工事を別発注予定であり、その工事において、アンカーボルト・アンカープレートを設置する計画としているため設計変更協議の対象外となります。
30	見積参考資料（P59）の「架設足場」について、主体足場、中段足場、部分作業床、安全通路の摘要欄に、供用月数が3.7カ月との明示です。参考資料として公表いただいた「上部工工程表」では、各架設ブロックごとに足場の設置撤去が考慮されているように見受けられますが、供用月数3.7カ月の算出根拠についてご教示願います。	工程表に基づき必要月数を計上しています。
31	見積参考資料（P61、61-1）の「支承設置用足場」について、25t吊ラフテレーンクレーンでの施工を想定されていると拝察いたしますが、A1橋台背面側の官有地は本工事で作業ヤードとして使用可能であると考えてよろしいでしょうか。また、使用不可な期間等ございましたら、あわせてご教示願います。	A1背面は使用可能となります。
32	本工事は河川上での施工がございますが、防護工（板張防護、シート張防護等）が必要な場合、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	不要と考えているため設計変更協議の対象外となります。
33	見積参考資料（P67-1）で計上されている、三者技術協議会の交通旅費について、東京メトロ九段下駅→JR長野原草津口駅間の運賃をご教示願います。	「三者技術協議会」を「三者技術検討会」と解しますが、その交通旅費について公表できません。
34	技術管理費に計上の 三者技術協議会に要する費用は、管理費区分9と考えてよろしいでしょうか。	「三者技術協議会」を「三者技術検討会」と解しますが、見積参考資料のとおりです。

35	技術管理費に計上の コンクリート施工記録作成費用は、管理費区分1と考えてよろしいでしょうか。	見積参考資料のとおりです。
36	技術管理費に計上の コンクリート施工記録作成費用は、「群馬県コンクリート品質確保ガイドラインに基づく費用の計上について（令和3年4月1日適用）」の「別紙2 群馬県コンクリート構造物品質確保ガイドラインに基づく 「コンクリート施工記録」等の作成費用について」の「3.歩掛」に記載の歩掛を適用するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	技術管理費 快適トイレ費用は、管理費区分1と考えてよろしいでしょうか。	見積参考資料のとおりです。
38	平板載荷試験見積参考資料（P1-1）に記載の「平板載荷試験 100kN以内」について、建設物価P866に掲載されている 「地盤の平板載荷試験 100kN以内 載荷板にかかる実荷重）」の単価を採用するものと考えてよろしいでしょうか。	基礎単価表（群馬県県土整備部）で定める単価を採用しています。
39	平板載荷試験見積参考資料にて算出した“諸経費を含む業務価格”を、見積参考資料（P66-1）の「平板載荷試験 100kN以内」（1箇所）の単価欄に入力する際の端数処理についてご教示願います。	積算基準及び標準歩掛（計画編）令和６年度に記載のとおりです。
40	平板載荷試験見積参考資料（P2-1）に記載の「旅費交通費」について、下記のいずれを想定しているかご教示願います。 ①宿泊、滞在を伴わない業務の場合 ②宿泊、滞在を伴う業務の場合	①に該当します。
41	調査基準価格の算出において、平板載荷試験費は下記のいずれを適用しているかご教示願います。 ①群馬県低入札価格調査制度実施要領(建設工事) 別記 工事請負契約に係る低入札価格調査の調査基準価格及び失格基準価格」に記載の率 ②群馬県低入札価格調査制度実施要領(建設工事関連業務)（４)地質調査業務」に記載の率	平板載荷試験は技術管理費に計上しており、群馬県低入札価格調査制度実施要領（建設工事）の共通仮設費に含んでいます。このため調査基準価格の算出については、①群馬県低入札価格調査制度実施要領（建設工事）別記 工事請負契約に係る低入札価格調査の調査基準価格及び失格基準価格」に記載の率を適用しています
42	ベント構造図(その1～5)参考図においてベント設備質量算定について記載されていますが、通常ベント（橋体のみを支持するベントで比較的大きな反力とならない高さ30m以内のもの）となっています。橋体上に150t吊クローラクレーンを搭載する計画となっており、特殊ベント(橋体以外にトラベラークレーン等の機械重量も支持する場合)に該当します。この場合、各工事毎の架設計画により算出する必要があり、ベント設備重量および主桁受点の補強等については、監督員と協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計計算において安全性を確認済みですが、設計照査により対応が必要となった場合は設計変更協議の対象とします。

43	数量算出要領図(その2)において、軌条受桁の高さ調整架台が明示されています。主桁と高さ調整架台の固定方法が不明確であり、製作時に固定用の治具もしくはねじスタッドボルトを取付ける必要があると思われます。この対策について、監督員と協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計照査により対応が必要となった場合は設計変更協議の対象とします。
44	見積参考資料 23-1-6 軌条桁・軌条受桁損料（1年未満）H-300、 23-2-3、23-3-3、23-4-3 軌条桁・軌条受桁損料（6ヶ月未満）H-300、 軌条桁・軌条受桁損料（6ヶ月未満）H-150、 23-5-3 軌条桁・軌条受桁損料（3ヶ月未満）H-300、 軌条桁・軌条受桁損料（3ヶ月未満）H-150 につきまして、採用された各価格もしくは各損料の算出にあたり損料率を乗じたH形鋼価格の出展及び採用都市、取引数量をご教示願います。	軌条桁・軌条受桁　損料　H-300(1年年満、6ヶ月未満、3ヶ月未満)軌条桁・軌条受桁損料　H-150(6ヶ月未満、3ヶ月未満)は、県単価表に記載されている単価に、積算基準及び標準歩掛（土木編）令和６年度に記載されている損料率を乗じて算出しています。
45	見積参考資料　47-2-1　ﾄﾗｯｸ運転　トラック［クレーン装置付］ベーストラック４ｔ級吊能力２．９ｔにつきまして、「長期割引適用」と表記されておりませんが、長期割引を適用されたと考えて良いでしょうか。ご教示願います。	回答２７と同様
46	令和7年7月14日に公表されました、質問事項36に「河川上での施工で防護工が必要な場合、設計変更協議の対象となるかどうか」の問い合わせで「不要と考えている」と回答されました。施工条件の明示には「河川内の工事については漁協と協議・調整の上施工すること」と記載されています。漁協から汚濁防止のために防護工等の対応を求められた場合の設計変更協議についてはどう扱われるのでしょうか。	協議により必要性が確認できた場合は、設計変更協議の対象とします。
47	クローラクレーン及び仮組に使用する作業ヤードについてです。平坦性の確保のために作業ヤードの盛土・切土の必要がある場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	協議により必要性が確認できた場合は、設計変更協議の対象とします。
48	架橋時に使用する覆工板についてです。架設した本設橋桁上に覆工板を設置し、その上に150ｔ吊クローラクレーンが乗る形ですが、本設橋は曲線橋なので、覆工板同士の隙間が生じる箇所が出てきます。仮橋資材費の中に隙間埋めをするための資材は計上されていませんが、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。また、隙間埋めの仕方次第で隙間埋めを除去し、桁に付着物がない状態にするための作業が生じますが、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	協議により必要性が確認できた場合は、設計変更協議の対象とします。

49	ご支給図面のキャンバーについてです。図面に記載されているキャンバーは完成系断面を考慮したもので、各ベント間桁架橋時に用いる覆工板・軌条桁といった資材の死荷重や桁上に設置するクローラクレーンの死荷重・活荷重のように考慮する条件が異なってきます。架設順序を考慮したキャンバー図はございますでしょうか。	架設順序を考慮したキャンバー図はございません。
50	令和7年7月14日に公表されました、質問事項26に「本工事は、建設機械損料単価の豪雪地域補正は考慮していません。」と回答されました。　豪雪地域補正に該当するような降雪が発生し、建設工事請負契約約款第２６条第４項記載の「第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。（一般的損害）」に該当し、設計変更の対象となるという認識でよろしいでしょうか。	協議により必要性が確認できた場合は、設計変更協議の対象とします。

【その他】

	質問	回答
1	令和7年7月14日に公表されました、設計図書等に係る質疑の回答を踏まえた形での質疑は可能であるということでよろしいでしょうか。	質問提出期間を過ぎての質問についてはお受けできません。
2		

※赤字：追加質問回答